

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年11月30日

【会社名】 日本山村硝子株式会社

【英訳名】 Nihon Yamamura Glass Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 山村 幸治

【本店の所在の場所】 兵庫県尼崎市西向島町15番1

【電話番号】 (06)4300-6000(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 金原 正晃

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿6丁目14番1号 新宿グリーンタワービル20階
(東京本社)

【電話番号】 (03)3349-7200(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 三室 達矢

【縦覧に供する場所】 日本山村硝子株式会社 東京本社
(東京都新宿区西新宿6丁目14番1号 新宿グリーンタワービル20階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2023年11月24日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社は、当社の持分法適用関連会社であるアルガラス山村（Arglass Yamamura, LLC 以下「AY」という。）の全持分を、同社に譲渡することを決議いたしました。これにより、関係会社出資金売却益を特別利益に計上するものです。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、2024年3月期の連結決算において、関係会社出資金売却益約21億円を特別利益に計上する見込みです。

また、譲渡価額は持分譲渡時に支払われる現金に加え、将来のAYの特定の業績指標達成水準に応じて支払われる対価（アーンアウト条項）がありますが、アーンアウト条項に基づく対価は、譲渡時点ではその権利行使が確実とは認められないため反映しておらず、譲渡時に支払われる現金のみを対価として認識し、会計処理を行う予定です。

なお、当該売却益は1 USD = 139.55円（第3四半期期中平均レート）にて暫定換算しております。

以 上